下記、地点群[団地等]にお住まいのお客さま

- •琉信城山団地
- ・琉信レジデンス沢岻
- ・RBC坂田ハイツ
- •賀数公務員住宅

- •阿波根公務員宿舎 ·NTT浦添社宅
- ・ 琉信浦添ニュータウン
- •国家公務員宿舎豊見城住宅
- 航空局糸満宿舎

- ・琉信豊見城ニュータウン •雇用促進牧港宿舎
- •国家公務員宿舎名嘉地住宅

•雇用促進阿波根宿舎

- ライオンズ、ステージ、浦添
- •県営翁長高層住宅 ・ライオンズプラザ牧港

原料費調整制度に基づく単位料金の調整について

【2025年7月分】

2025 年 6 月 1 日 沖縄ガス株式会社

原料費調整制度とは:

ガスの原料価格の変動に応じて、毎月、ガスの単位料金(1m³あたりの単価)を調整する制度 です。原油価格や為替レート等外生的要因による原料価格の変動を迅速にガス料金に反映さ せる事を目的とし、ガス小売供給約款料金算定規則に基づくものです。

当社は、毎月、〔3. 調整単位料金の適用基準〕における算定期間の平均原料価格が基準平均原料価格 (84,000円)を上回り又は下回る場合は、下記の通り単位料金の調整を行います。

- 1. 原料価格の変動 100円につき、1m3当たり 0.202円単位料金を調整します。
- 2. 平均原料価格が基準平均原料価格の1. 6倍(134,400円)を超える場合は、基準平均原料 価格の1.6倍(134,400円)を上限として調整します。
- 3. 調整単位料金の適用基準
 - ①1月~3月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 6月検針分の料金に反映させます。
 - ②2月~4月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 7月検針分の料金に反映させます。
 - ③3月~5月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 8月検針分の料金に反映させます。
 - ④4月~6月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を9月検針分の料金に反映させます。
 - ⑤5月~7月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 10月検針分の料金に反映させます。
 - ⑥6月~8月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 11月検針分の料金に反映させます。
 - ⑦7月~9月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 12月検針分の料金に反映させます。
 - ⑧8月~10月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年1月検針分の料金に反映させます。
 - ⑨9月~11月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年2月検針分の料金に反映させます。
 - ⑩10月~12月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年3月検針分の料金に反映させます。 ⑪11月~翌年1月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年4月検針分の料金に反映させます。
- ②12月~翌年2月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年5月検針分の料金に反映させます。

95,080 円(トン当たり)算定期間: 2025年2月~2025年4月 平均原料価格

84,000 基準平均原料価格 = 円(トン当たり)

●原料価格変動額の算定

《原料価格変動額》 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

> 円/t -95,080 円/t = 84,000

11,080 円/t

11,000 円/t (100円未満切捨て)

●単位料金の調整額を算定

《調整額》 $= 0.202 \text{ 円/m}^3 \times 原料価格変動額 / 100円$

 $0.202 \text{ 円/m}^3 \times (11,000 \text{ 円/t}) / 100$ 円

22.22 四/m³ (税抜:参考値)

円/m³ 〔税込み〕 24.44

●調整単位料金の算定

《調整単位料金》 = 基準単位料金 + 調整額 料金表の使用量区分をご参照ください。

県の支援により、7月検針分のガス 料金は最大 1.980円 の値引きを予 定しております。但し、国・県・市町村 等の公共団体及び工業用需要は除 きます。

下記、地点群[団地等]にお住まいのお客さま

- •琉信城山団地
- ・琉信レジデンス沢岻
- ・RBC坂田ハイツ
- •賀数公務員住宅

- •阿波根公務員宿舎 ·NTT浦添社宅
- ・ 琉信浦添ニュータウン
- •国家公務員宿舎豊見城住宅
- 航空局糸満宿舎

- ・琉信豊見城ニュータウン •雇用促進牧港宿舎
- •国家公務員宿舎名嘉地住宅

•雇用促進阿波根宿舎

- ライオンズ、ステージ、浦添
- •県営翁長高層住宅 ・ライオンズプラザ牧港

原料費調整制度に基づく単位料金の調整について

【 2025年8月分】

2025 年 7 月 1 日 沖縄ガス株式会社

原料費調整制度とは:

ガスの原料価格の変動に応じて、毎月、ガスの単位料金(1m³あたりの単価)を調整する制度 です。原油価格や為替レート等外生的要因による原料価格の変動を迅速にガス料金に反映さ せる事を目的とし、ガス小売供給約款料金算定規則に基づくものです。

当社は、毎月、〔3. 調整単位料金の適用基準〕における算定期間の平均原料価格が基準平均原料価格 (84,000円)を上回り又は下回る場合は、下記の通り単位料金の調整を行います。

- 1. 原料価格の変動 100円につき、1m3当たり 0.202円単位料金を調整します。
- 2. 平均原料価格が基準平均原料価格の1. 6倍(134,400円)を超える場合は、基準平均原料 価格の1.6倍(134,400円)を上限として調整します。
- 3. 調整単位料金の適用基準
 - ①1月~3月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 6月検針分の料金に反映させます。
 - ②2月~4月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 7月検針分の料金に反映させます。
 - ③3月~5月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 8月検針分の料金に反映させます。
 - ④4月~6月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 9月検針分の料金に反映させます。
 - ⑤5月~7月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 10月検針分の料金に反映させます。
 - ⑥6月~8月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 11月検針分の料金に反映させます。
 - ⑦7月~9月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 12月検針分の料金に反映させます。
 - ⑧8月~10月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年1月検針分の料金に反映させます。 ⑨9月~11月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年2月検針分の料金に反映させます。
 - ⑩10月~12月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年3月検針分の料金に反映させます。
 - ⑪11月~翌年1月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年4月検針分の料金に反映させます。
 - ①12月~翌年2月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年5月検針分の料金に反映させます。

90,580 円(トン当たり)算定期間: 2025年3月~2025年5月 平均原料価格

84,000 基準平均原料価格 = 円(トン当たり)

●原料価格変動額の算定

《原料価格変動額》 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

> 円/t -90,580 円/t = 84,000

6,580 円/t

6,500 円/t (100円未満切捨て)

●単位料金の調整額を算定

《調整額》 $= 0.202 \text{ 円/m}^3 \times 原料価格変動額 / 100円$

 $0.202 \text{ 円/m}^3 \times (6,500 \text{ 円/t}) / 100$ 円

四/m³ (税抜:参考値) 13.13

14.44 円/m³ 〔税込み〕

●調整単位料金の算定

《調整単位料金》 = 基準単位料金 + 調整額 料金表の使用量区分をご参照ください。